

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料等の還付
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第35条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市営墓園規則第21条、第22条、第25条及び第26条
	基準 (未設定の場合はその理由)	新座市営墓園規則第21条に規定する墓所の返還の場合で、新座市営墓園規則第22条に規定する原状回復の点検を受け、返還に特に問題がない場合かつ新座市営墓園条例第35条のただし書きの規定に該当すると認められる場合には、墓所使用料及び管理料の還付申請を受理する。
	参考事項	集会施設使用料の還付は、管理上の問題により行うものであるため、利用者からの申請は不要である。
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和8年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）